

令和2年度安全装置等導入促進助成事業実施要領

令和 2年 4月 1日
(公社) 福島県トラック協会

1 助成制度の対象

安全装置等（後方視野確認支援装置、側方視野確認支援装置、呼気吹込み式アルコールインターロック）に係る導入助成事業を実施する会員事業者。

ただし、入会后6ヶ月以上で会費の未納がないこと。

2 予算及び対象台数

14,000,000円 350台

3 助成交付額

助成交付額は、1事業者15台を上限とし、次のとおりとする。

- ① 後方視野確認支援装置・側方視野確認支援装置・呼気吹込み式アルコールインターロック装置・IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知機 ： 1台 37,000円
- ② 後方及び側方視野確認支援装置の同時購入装着時 ： 50,000円

4 助成対象装置（全ト協指定の機器に限る）

対象装置は、全ト協が認める次の安全装置とする。

- ①後方視野確認支援装置、②側方視野確認支援装置、③呼気吹込み式アルコールインターロック装置、④IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器

※②については、中型自動車及び大型自動車の左側に側方カメラを装着した場合（以下同じ）に限り、助成対象とする。

※④については、安全性優良事業所（Gマーク認定事業所が対象で、事業用貨物自動車1台につき1台を上限に助成対象とし、申請する際は申請台数分の車検証のコピーとGマーク認定証のコピーを添付することとする。）

5 実施期間

令和2年4月1日～令和3年2月28日まで

申請期限：令和3年2月28日までとする。

※ 上記期間内であっても予算枠に達した場合は終了とする。

※ 4月1日以前に購入したものは対象外となります。また、次年度への持越しは致しません。